

三 配^科率ノ分配

ノ形式要求ヲ加^ハ後ハ^ハ支店主任ニ任^セルガ^ハ底^ニ在^リ、同人ニ對シ四月二十
八日遂ニ解決ヲ通告スルニ至^レリ。

其後依然トシテ店主ノ態度強硬ニシテ不穩ナルヲ以テ下関
市警務署長調停スリ

一 争議者^ハ全員ノ解雇

二 解雇手当十日分ノ支給

三 賞与トシテ百五十圓支給

但シテ年以^上勤続シタルモノナルコト

迄^ニ在^リ、讓歩スルニ至^レリ